

各市町村等の回答の概要

1 回答状況

一般廃棄物の処理を行っている県内27自治体（16市町、11一部事務組合）の全てから回答が寄せられた。

2 回答内容

(1) 最終処分場を持っていないあるいは処理余力がないとして受入れ不可能と回答した市町村等

14自治体

津山市、井原市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、早島町、鏡野町、美咲町、津山圏域西部衛生施設組合、和気北部衛生施設組合、岡山市久米南町衛生施設組合、津山圏域東部衛生施設組合、岡山県西部衛生施設組合

(2) その他の市町村等から寄せられた回答内容

13自治体

岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、新見市、真庭市、浅口市、岡山県西部環境整備施設組合、岡山県井原地区清掃施設組合、岡山県中部環境施設組合、倉敷西部清掃施設組合、総社広域環境施設組合、高梁地域事務組合

【受入が可能となる条件等】

○災害廃棄物の安全性等

- ・ 災害廃棄物の安全性に係る市民への十分な説明、市民の理解
- ・ 安全性が確保され住民が安心できる基準の明示
- ・ 輸送経路における近隣市町村の同意
- ・ 市内及び処理施設における放射線の随時測定
- ・ 放射線が検出された場合の搬出元への返却等廃棄物の取り扱いの明確化

○個別自治体の処理体制による条件等

- ・放射性物質が、焼却残渣のスラグ化やセメント原料化などのリサイクル工程の障害となることが考えられることから、焼却灰の最終処分は、国又は県の責任で行うこと。
- ・処理施設における放射性物質の安全性等が国から示され、施設での処理工程や再生品における安全性が十分確認されていること。
- ・処理施設内で処理の過程において循環・再利用する再利用水が放射性物質の濃縮がないこと。
- ・廃棄物を資源化した再生品が基準値を超えた場合の再生品の処分を国が責任を持って対応すること。
- ・再生品の受け入れ先で、放射性物質の再濃縮や拡散が起こらないことが確保され、再生品が従来どおり流通できること。
- ・積替え施設や一時保管施設の確保
- ・被災自治体による災害廃棄物の運搬
- ・搬入車両の車種、大きさの制限
- ・最終処分場の処理余力が少ないため、新しい最終処分場の用地確保が必要
- ・焼却灰の再資源化事業者や関係自治体の同意
- ・焼却施設のバグフィルター能力の検証。焼却施設のバグフィルター等の放射線が高濃度となった場合の処理手順や安全性に問題がないことの明確化

○その他

- ・最終処分場からの放射性物質の流出が懸念され、健康被害への不安が払拭できないため、受入れはできない。

【県への要望】

- ・岡山県が中心となって、自治体間の調整、受入れが可能となる基準作りを行うなど、積極的な役割を果たすこと。
- ・岡山県において、国、環境事務所、周辺自治体との広域処理を推進する検討会議を設置すること。
- ・岡山県が中心となった各自治体との調整や受入れ基準及び体制作り
- ・岡山県による災害廃棄物の運搬、自治体処理施設への搬入
- ・岡山県による搬入時における放射線の測定及び公表。焼却灰搬出時の測定を市が行うための放射線測定機器の市への配備
- ・国又は岡山県による焼却灰の処分

【環境省への意見等】

- ・安全性に対する説明責任を果たすとともに、具体的な処理方法を示すなど、国民の不安感を払拭し理解を得ること。
- ・ガス化熔融施設の一方式である、「ガス化改質方式」における放射性物質の分配率等データの提示
- ・ごみ処理を委託しているPFI事業者への安全性等の説明
- ・マスコミ等を通じた広域処理の必要性や安全の周知徹底。住民説明会への国や県の担当者の同席
- ・災害廃棄物の安全性について国民へ十分な説明を行い理解を求めること。
- ・住民が安心できる安全基準の明示
- ・経費負担、安全性の周知、安全性の担保など具体的な国の役割の明確化